

第 23 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.8.19(水)10:02 - 11:14

場 所：議事堂 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9名）、事務局

資 料：第 23 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料 1 本条例の当初立案過程において、各部局から継続中又は策定中として挙げられた計画（平成 13 年 1 月当時）

資料 2 前回の検討会(第 22 回、H20.8.3)における議論を踏まえた論点（座長案）

< 検討会 議事概要 >

委員：第 23 回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

前回の検討会において、この条例の立案段階で議決対象の計画の例として挙げられたもの 20 本のうち、結果として議決対象とならなかったもの 10 本について調査することとした。本日は、最初に、その調査結果を聴取する。

次に、討議を行う。討議に当たっては、最初に、本日の論点として座長及び副座長で検討したものについて、説明する。なお、これらの論点について、前回の検討会において意見を明らかにされた委員もおられるので、そのご意見を踏まえ、その他の委員にも意見を表明していただいて、議論を深めていきたいと考えている。

前回の検討会において調査することとしたことについて、調査結果を取りまとめた事務局から、説明を聴取する。

（事務局説明）

委員：以上の説明について、委員から質疑はあるか。なお、各計画の内容等詳細については、執行部各部が所管するものである。その点ご承知おきいただきたい。

委員：**資料 1** 三重県国際化推進プランについてであるが、これは他の計画等へ整理されたということだが、このプランはなくなったということか。その上で、三重県国際化推進指針は新たに策定されたということか。

事務局：三重県国際化推進プランは、県民しあわせプラン及び戦略計画に整理されて、三重県国際化推進指針は、別扱いのものとして策定されたということである。

委員：新たに策定された(三重県国際化推進)指針は、三重県国際化推進プランを引き継いだものだとして理解していたので、その説明には納得しがたい。

事務局：三重県国際化推進プランは、県民しあわせプランに引き継がれたものであり、それとは別に三重県国際化推進指針が策定されたと聞いている。

委員：資料1 三重県森林・林業振興基本計画は、当時の県の総合計画である三重のくにづくり宣言に整理されたということであるが、この計画と、三重の森林づくり条例に基づいて平成18年3月に策定された三重の森林づくり基本計画との関係はどのようなものか。

事務局：この調査は、この条例の当初立案過程において議決対象となる候補の計画として挙げられていた10本について行ったものである。三重県森林・林業振興基本計画と個別の条例に基づく三重の森林づくり基本計画との関係については、現在把握していない。

委員：資料1 三重県農業・農村振興基本計画は、当時の県の総合計画である三重のくにづくり宣言に整理されたということであるが、現在、農業分野の計画としては存在していないということか。

委員：当初議決される計画として10本があった。それらの多くは県の総合計画である三重のくにづくり宣言に整理されたということであるが。

委員：三重のくにづくり宣言は、北川知事のマニフェストを県の総合計画としたものである。県民しあわせプランは、野呂知事のマニフェストをそうしたものである。このような県の総合計画があって、その理念を生かしていくということだが、しかし、この理念を生かすかあるいは生かさないかは北川知事から命じられたものであって、県全体のものではない。この理念を(野呂知事になっても)ずっと生かしていくということはどういうことか。

事務局：当初議決対象の候補として挙げられた10本の計画の多くは、他の計画等へ整理されるなどして個別の計画としては策定されなかったものである。これら他の計画に整理されたものが、どのように引き継がれているかについては、個々の分野の基本となって引き継がれているのではないかと推測しているが、正確に把握しているものではない。

委員：執行部のトップである知事が県の総合計画を打ち出すものではないのか。知事が交代すれば全く違った形のもものがスタートするはずである。どのような内容を総合計画とするかは、県当局は判断するものか、あるいは知事が判断するものか。

事務局：知事ではないかと推測される。なお、県民しあわせプランについては、この条例に基づいて議決されたものである。また、常任委員会等において説明も行われている。

委員：ここに、平成19年3月総務生活常任委員会の議事録がある。この中で、三重県国際化推進指針を策定し、それを戦略計画に盛り込んでいくと説明している。事務局に言うことではないが、資料1の生活・文化部の回答は納得しかねるものである。

委員：プランや指針などビジョンを示すものがあって、それを戦略計画に取り込んでいくものではないのか。三重県国際化推進プランは、県民しあわせプランに整理されたのでその役割を終えたというのは違うのではないか。プランや指針というもの

は重要で、これが戦略計画に生かされているはずのものである。

事務局：個別の計画としては、策定されていないというのが、県当局の回答である。

委員：一方で総合計画があり、他方で分野別の計画があり、さらにその中で個別の分野を取り出して計画を策定しているものもある。何が総合的な計画であるかなども含めて、計画に対する基本となる考え方がわかりにくい。県の総合計画に整理されるなどして消えていった計画については、その考え方がそのまま総合計画に盛り込まれたのか、あやふやな気がする。計画の位置付けをしっかりとしてもらわないとよくわからない。

委員：私が、この条例の当初立案過程において議決対象の候補として挙げられたものの、結局対象とならなかった 10 本について調査をさせたのは、議決要件から逃れるために計画を短縮化するなどの改正をしたものがあつたか、あるいはなかったかを把握するためであった。この結果を見る限り、そのような動機から意図的に改正したというわけではないと思われる。また、三重県国際化推進プランは、平成 8 年度からの 10 年間で計画期間として策定されたが、これは県民しあわせプランに整理され、別に新たに三重県国際化推進指針が策定されたということである。意図的に議決要件から逃れたというわけではないと思われる。

委員：**資料1** 三重県森林・林業振興基本計画については、三重のくにづくり宣言に整理され、その後県民しあわせプランに繋いでいくという話であったが、それがほとんどされていなかったから、三重の森林づくり条例が提案され、成立した。また、県民しあわせプランに整理されたという説明であっても、例えば理念、指標や目標などがそれまでの計画に載っていたが、県民しあわせプランに入っているかという、入っていたり入ってなかったりである。長期総合計画と個別の計画との関係について、(長期総合計画である)県民しあわせプランで、個別の計画の内容が生かされているかどうかの検証がない。例えば農業の分野の計画がそうである。

また、そもそも総合計画とは何であるかが明確になっていないという実態があるのではないか。

委員：総合計画に整理されていくと、確かに総合計画が包含しているものであるが、細かい部分が外れていくという一面がある。細かい部分については、個別の計画で明記するものなのではないか。

委員：**資料1** みえ歴史街道構想むすびのくにづくりについては、時代が変換していく中で、継続しているとはいかなる意味か。予算が付いているということか、あるいはそのコンセプトとしては継続しているということかよく分からない。同様に、最近「美し国おこし・三重」というものが出てきた。行政計画がどのように策定されて、位置付けされていくのかよく読みとれない。これらについて自身が調査するなど、チェックするシステムを構築しなければならないと考える。どのように構築すれば良いかはよく分からないが。

委員：県民しあわせプランに、新県立博物館の建設や、県立病院の民営化が明記されているか。これらは、昨今の県政において最大の課題であるが、総合計画との整合性が図られていない。総合計画を整理していく必要があるのではないか。

事務局：戦略計画に、新県立博物館の建設について検討するとの記述はあるところである。

委員：検討であって、建設というわけではないではないか。とはいえ、ここはそのような話をする場ではないので、この話はここまでにする。

委員：資料1に関する質疑を終了する。

資料2をご覧いただきたい。前回、第22回の検討会における議論を踏まえ、座長及び副座長で検討したものであるが、本日は、次の2つの論点を中心に議論することとする。

論点1 条例第2条第1号について、現在、条例第2条第1号の規定に基づき議決対象の計画とされているものは、県の総合計画である「県民しあわせプラン(平成16年4月策定)」のみである。このことについて、どのように考えるか。また、議決対象の計画は、「計画期間が5年を超えるものに限る」としているが、この計画期間(年数規定)について、見直しが必要か。なお、仮に、見直すのであれば、その年数規定の合理性が説明される必要がある。

論点2 条例第2条第2号について、条例第2条第2号における「県行政の基本的な施策に係る計画(法令又は他の条例に定めのあるものを除く。)」の対象について、どのように考えるか。この規定に基づき、これまでに2本の計画(三重県新エネルギービジョン(変更)、「美し国おこし・三重」三重県基本計画(策定))について議決が行われている。仮に、この対象について見直すのであれば、イメージが統一されるなど明確かつ合理的で普遍的な概念が構築される必要がある。なお、その際には、現在想定することは困難であるが、今後新たな形態、内容、対象範囲等を持つ計画が策定されることに留意する必要がある。

なお前回、第22回の検討会においては、「次回の検討会で、3つの論点を中心に議論する」と申し上げていたが、検討の結果、年数規定は、条例第2条第1号又は第2号のそれぞれにおいて議論する方が、整理できると考えた。

従って、条例第2条第1号又は第2号のそれぞれで、年数規定も含めて、議論したいと考える。

これらの論点について、前回の検討会において意見を明らかにされた委員もいる。その意見は、資料2の右側に記載した。

論点1から、順次議論していきたい。

資料2の右側に記載された各委員の意見に対しても含めて、他の委員のご意見はいかがか。

委員：論点1の総合的な計画について、県の総合計画だけではなく、戦略計画も対象とすべきと考える。

委員：この総合的な計画も、5年超のものでないと議決対象とならないが、戦略計画はその計画期間が3～4年である。総合的な計画の中に戦略計画が含まれるようにすると、年限を短くすることもあり得るが、そうするとさらに年数規定を下回る計画が策定されるという可能性もある。計画の内容で縛りをかける方がいいと思う。

委員：総合計画は当然議決対象とするべきと考える。現行では5年超の総合計画のみが対象となっているため、最も具体的な内容を盛り込んだ戦略計画が、議決の要件に当てはまらなくなっている。年数規定を見直すという方法もあるが、審議の中身も重要である。議案として上げられるときに、計画のアウトラインだけが示されても不十分であり、個々の問題を具体的に示してもらいたい。もっとも、年数規定を短くするというもの一つの方法とは思いますが、それでよいのかという思いはある。5年という年数規定をすべて外すのも一つの方法だが、議決対象のボリュームが増え、十分な審議ができるのかという問題もある。

委員：第2条第1号については、年数規定を外すのも一つの方法と考える。年数規定を外すという案についてはいかがか。

委員：当初立案時において、5年超とした意味は何か。

委員：1年の計画というものは予算として(議会に)上げられるので対象とする必要がない。中期計画というものは5年であるという常識があったのではないか。

事務局：当初立案時において、5年超の計画を議決対象とした背景等であるが、当時長期総合計画というものは14年間を見据えていたものであった。これを踏まえ、5年以下の計画は、基本ではない計画であるという整理がされたのではないかと思われる。

委員：他県において、年数規定を設けていないところもあるところである。それらにおいて問題ないのであれば、(本県において年数規定を外すことも)良いのではないか。

事務局：前々回における説明の繰り返しになるが、このような議決条例は29府県で制定されており、総合計画のみを議決対象としている8府県のうち5府県で年数規定を設けていない。また、その他の計画も含めて議決対象としている21府県のうち、総合計画について年数規定を設けていないのは12府県である。すなわち17府県が、総合計画については年数規定を設けていないところである。

委員：都道府県における総合計画の策定について、地方自治法に規定されているというものではないのか。

委員：市町村については地方自治法に規定されているが、都道府県についてはない。

総合的な計画を議決対象とすることの年数規定について、外すか、あるいは短縮化するかについてご議論いただきたい。

委員：総合的な計画というものは、中長期的なビジョンを掲げて策定するものであるの

で、その計画期間は5年超であって当たり前である。他の府県でもあるように、総合計画というものは毎年議論され、検討されているものである。年数規定を何年にするかはいずれでもよい。年数規定はなくてもよいと思う。

委員：第2条柱書きにおける5年超を削ってもらったら良いと思う。

委員：ただ今の議論は、第1号について年数規定を外すかということについてである。そもそも、戦略計画についても議論はしているものであり、議決するか否かの違いである。

委員：具体的に言うと、県民しあわせプランや戦略計画については議決対象とするべきと思われる。他方、その下の実施計画や毎年の計画などはどうなるのか。戦略計画に付随する計画については、議決対象とするのか否かの、線引きはどのようにするのか。

委員：戦略計画に伴い毎年出されてくるものについては、そもそも予算を議決しているのであるから、議決対象としない。

事務局：総合計画は長期的な計画であり、短期としては予算案及びその指針等となるものであって、戦略計画は中間的なものと整理されるかと思われる。

委員：戦略計画のようなものを行政用語でどのように言うのか。

事務局：行政用語というものではないが、一般に実施計画に該当するかと思われる。

委員：基本的な計画及び基本的な実施計画ということで、戦略計画が含まれることとなるのか。

委員：総合的な計画を議決対象とする、その年数規定は外した方がよいとの意見でまとめることとしてよいか。

(「よい」の声)

委員：次に、論点2について議論をする。前回の検討会において、計画の重要度に応じて議決対象とするか否かを定めるべきとの意見が出されたが、それについていかがか。

委員：議会の一員である議員が、ある計画は議決しなければならない計画であるとチェックするようなシステムを構築することができるか。それに関するアンテナを立てて、議員がそのような能力を持ち、どれだけ力のある(実現性のある)内容を提言することができるのかといった議論をすることが必要だと思われる。

委員：第2条において、年数規定は5年超と大括りで規定しているものである。

資料1を見ると、三重県森林・林業振興基本計画は三重のくにづくり宣言に整理されたものの、三重の森林づくり基本計画は(個別の条例に基づいて)議決されているところであり、十分に議論もできるものである。あまり年数規定で縛ることとなると、新たな計画を策定する際、弊害となる可能性があるかと考え、これについては、現行の5年超で良いとの意見を述べたものである。もっとも、重要な課題に対応するものであるなど計画の内容で縛りをかけられるものであれば、その方がよいと思う。

委員：現行では、年数規定で一定の区分けをしているものである。いずれの計画が重要なものであるかといった判断は難しい。

委員：第2条において年数規定を外すとなると、第1号だけでなく、第2号についても外すことになってしまうのではないか。

また、この条例の当初立案過程において、議決対象となる候補として挙げられた20本の計画を基本として、見直せばよいと申し上げたが、多くの計画が総合計画や戦略計画に吸い込まれたという結果だった。それでもなお、総合計画と個別の計画との整理について曖昧さが残る。個別の計画の策定について意思決定をするのは各部の部長だと思われるし、策定された後は知事決裁を受けるのだろう。誰の意思によるものなのかがよく分からない。

委員：先ほど年数規定を外すこととすると申し上げたのは、第1号についてであって、第2号まで外すこととしたものではない。

委員：この条例の附則の経過措置を見ると、この第2号の対象として、科学技術振興ビジョン、教育振興ビジョン、新エネルギービジョンなど、一定の整理が行われているものである。それ以外の計画については対象とするか否かなど、整理されていないものである。その結果、この第2号に基づいて議決された計画は2本であった。これは良かったのか、あるいは悪かったのか。

委員：県政や県民にとって、いずれの計画が重要であるかについて、仮にこの検討会が継続していれば決めることができる。しかし、この検討会が継続していなければ、どこで決めるのか。どこで協議し、決定するかの手法について規定していないのは不備ではないか。

委員：それについては、例えば「美し国おこし・三重」の場合など、当初は議決対象の計画ではないという整理だったが、議会側の意見を受けて、議決対象としたものである。すでにそのような意見を出すことはできるものなので、改めて決定する場を設ける必要はないと考えるものである。

委員：県立病院の民営化については、政策討論会議を設けて議論をしているということで、議決対象とする必要はないとの結論だったということか。

委員：「美し国おこし・三重」については、当初県の計画ではなく、実行委員会が策定した計画だから議決対象ではないとの説明だった。

委員：水力発電事業の民間譲渡について、議会はいつ議決したのかと問われる。これについて、譲渡時期を当初は平成21年度と言っていたのが平成22年度に変更になるなど、議会のチェック機能は何であるかとの議論になる。これは、かなりシビアな意見として出される。

委員：リサイクルについてもそうである。

委員：しかし、年数規定をすべて外すと(議決対象が増え)大変なこととなる。

委員：例えば水力発電事業の民間譲渡については、最終的な契約の段階で議決を求めるものであると言えなくもないが。

委員：契約では最終段階であり、反対のしようがない。

委員：県の重要な課題について議論する手法について議論しておく必要があるのではないか。新県立博物館については、議会から提言を行い、それを踏まえて新県立博物館基本計画が策定されたものである。仮にこれを議決対象として、いかなる意味があるのか。それよりも、提言がどのように反映されたか検証することが必要なのではないか。これは、われわれ議員の能力が試されているとも言える。

委員：安易に提言を行うのも問題であるということか。

委員：いずれが重要課題であるかの決定は難しい。行政課題や政治課題などがあり、条件やマニュアルで整理できるものではない。あまり縛るものではなく、その時々
の時勢に応じた対応をするべきではないか。

委員：確かに、新県立博物館建設については政策討論会議が設けられるなど、そのようなチェックの仕方もあるのかと思われる。これは(重要課題に対応したものである
ので)議決要件に該当するとの判断は難しい。

委員：もう少し時間をかけて考えたい。

委員：この論点2については、次回の検討会まで持ち越すこととする。次回、改めてご
意見をいただきたい。本日の検討会はここまでとする。